

公益社団法人 岩手県トラック協会

令和 8 年度 事業計画

令和 7 年度第 6 回理事会（令和 8 年 3 月 1 8 日開催）承認事項

【 策 定 基 調 】

政府は、令和 8 年度の「経済財政運営の基本的態度」において、賃金上昇と投資拡大の好循環を一層確かなものとし、物価上昇を上回る持続的な賃上げの定着と、民間投資主導による経済成長の実現を目指すとしている。これらの取り組みにより、個人消費や設備投資は引き続き底堅く推移することが期待されており、我が国経済は「賃上げと投資がけん引する成長型経済」への移行を着実に進めていくものと見込まれている。

また、岩手県においては、「いわて県民計画（2019～2028）」第 2 期アクションプランの総仕上げに向け、県民一人ひとりの能力発揮を支える人づくりをはじめ、全国トップレベルの子育て支援、G X ・D X の推進による産業競争力の強化、さらには自然災害や感染症、野生鳥獣被害など、多様化・複雑化するリスクへの対応を通じ、安全・安心な地域社会の構築に取り組むこととしている。これにより、県内産業の持続的な発展と県民生活のさらなる向上が期待される場所である。

こうした中、トラック運送業界においては、ドライバー不足の解消と輸送力の維持・確保が最重要課題となっており、長時間労働の是正や処遇改善を着実に進めるとともに、労働生産性の向上を図ることが不可欠である。そのため、自動点呼をはじめとする物流 D X の活用、先進技術やデジタルツールの導入による省力化・高度化を一層促進する必要がある。

また、適正な取引環境の整備を進めつつ、荷待ち・荷役時間の削減や業務効率化に向けた取り組みを、荷主や関係機関一体となって推進していくことが求められる。「2024 年問題」を契機として進展してきた荷主との運賃・料金交渉については、一定の成果が見られるものの、適正運賃収受の実現にはなお道半ばであり、引き続き粘り強い取り組みが必要である。

このような状況を踏まえ、我々は、県民生活や地域経済を支えるライフラインとしての「トラック輸送」を担うエッセンシャルワーカーとしての使命をあらためて認識し、いかなる環境下においても、安全・安心で良質な輸送サービスを安定的に提供し続けるとともに、トラック運送業界の持続的な発展と社会的地位の向上を目指し、以下の重点項目を掲げ、諸施策を積極的に展開するものとする。

【 重 点 項 目 】

- 重大交通事故防止対策及び労働災害防止対策の積極的な推進
（車輪脱落事故、飲酒運転検挙事案の根絶 ／ 「墜落・転落」災害の大幅な縮減）
- トラック適正化二法及び改正物流法の周知徹底と適切な対応
- 適正運賃・料金の収受に向けた荷主交渉の継続及び労働環境整備の推進
- 適正化事業の推進によるコンプライアンスの徹底
- 省エネ・環境保全に向けた取り組みの継続的な推進
- 業界のイメージアップと荷主交渉推進の気運醸成に向けた広報活動の展開

【 具 体 的 施 策 】

1. 交通安全対策事業

令和 7 年の全国における交通事故による死者数は、2,547 人（対前年-116 人）と統計が残る昭和 23 年以降で過去最少を更新した。一方、岩手県内での交通事故による死者数は 39 人（対前年+11 人）で、全国でも 4 番目に高い増加率となっており、そのうち 65 歳以上の高齢者が 25 人（対前年+7 人）で全体の 64.1% を占めており、高齢者対策が急務となっている。また、飲酒運転による事故は 19 件（対前年+3 件）で、うち死亡事故は 0 件（対前年-2 件）だったものの、依然として飲酒運転根絶には至っておらず、更なる取り組みが求められるところである。

令和 7 年に発生した会員事業者が第一当事者となる重大交通事故は 6 件（対前年+5 件）で、そのうち死亡事故が 2 件 2 名（対前年+2 件、+2 名）で、岩ト協として掲げた重大交通事故削減目標「第一当事者となる重大交通事故 2 件以内」「死亡事故ゼロ」は、いずれも達成することが出来なかった。また、令和 7 年に発生した車輪脱落事故は 7 件（対前年+4 件）と増加に転じており、「車輪脱落事故ゼロ」についても達成することは出来なかった。一方、飲酒・酒気帯び運転による検挙事案は 0 件（対前年-1 件）で「飲酒・酒気帯び運転ゼロ」については達成することが出来た。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度は（公社）全日本トラック協会で見直しが予定されている次期トラック事業における総合安全プラン（仮称）」への取り組みや「運輸安全マネジメント制度の PDCA サイクル」の活用等により、会員事業者における安全管理と指導の徹底を図ると共に、飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化や、車輪脱落事故防止を含む適正な車両点検整備の徹底や、ドライバーの健康保持・増進、資質向上の取り組み、安全対策機器の導入促進等、運行管理の高度化への対応等、交通事故防止対策事業がより実効のあがるものとなるよう、次の諸施策を推進する。

（1）令和 8 年 重大交通事故・飲酒運転削減目標（令和 8 年 1 月～12 月）

- | | |
|------------------------------|---------|
| ① 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。 | ※前年 7 件 |
| ② 飲酒運転・酒気帯び運転を「ゼロ」とする。 | ※前年 0 件 |
| ③ 第一当事者となる事故の死者数を「ゼロ」とする。 | ※前年 2 名 |
| ④ 第一当事者となる事故の発生件数を 2 件以内とする。 | ※前年 6 件 |

（2）交通安全運動の推進

- ① 関係行政等が実施する各種交通安全運動への積極的な参加や交通事故防止、安全意識高揚のための各種啓発活動を行う。

② 第 44 回 岩手県トラック協会 交通安全コンクールの実施

事業者・管理者並びに従業員が一丸となって、交通安全思想の普及を図り、積極的に交通事故防止への取り組みを推進することを目的として、今年度も交通安全コンクールを実施する。

③ 年末年始の輸送等安全総点検の実施（国土交通省主催）

人流・物流による大量の輸送需要が発生・集中する年末年始の期間において「安全・安心」の確保に資するため、国土交通省が実施する安全総点検に協力する。

④ 安全点検パトロールの実施

会員同士がお互いに声を掛け合うことで会員間の連携を深め、交通事故や労働災害の防止意識の高揚を図ることを第一の目的として実施する。

ア) 夏期安全パトロール

夏場特有の交通事故・労働災害に対する注意を喚起すると共に、上半期（1月～6月）の発生状況（「傾向」「特色」等）を踏まえ、取り組むべき重点項目について周知を図り、下半期（7月～12月）の交通事故・労災の削減に繋げるものとする。なお、パトロール時のチェック項目は、「垂れ幕・ポスター類の掲示」や「運輸安全マネジメントの年度更新状況」など、目視で確認可能な項目に絞り実施する。

イ) 年末安全点検パトロール

年末の繁忙期、また冬期間特有の交通事故・労働災害の発生が懸念される12月に年末安全点検パトロールを実施する。夏期安全点検パトロールの際に周知した下期の重点実施事項に関する取り組み状況やその結果等について確認すると共に、岩手運輸支局長、所管の労働基準監督署長、警察署長の連名による要請書を全事業者に手交し、事故・労働災害の防止意識の高揚を図ることで、年末・年始の無事故・無災害に繋げるものとする。（パトロールには支局、監督署、警察署の各担当官の同行を要請する。）

⑤ 第66回「正しい運転・明るい輸送運動」の推進

交通事故・労働災害防止、環境保全及び輸送秩序の確立により円滑な輸送の達成を図り、年末年始など繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供するため、全ト協と連動した運動を推進する。

⑥ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）岩手県支部との連携による交通労働災害防止に関する諸施策を推進する。

⑦ 安全広告塔の整備

過去に協会事業として実施した「安全広告塔」の整備事業に関しては、今後、新設は行わないこととしており、老朽化した物件は現地からの報告、要請に基づき撤去工事を実施する。

⑧ 運輸安全マネジメントの効果的運用

運輸安全マネジメントの定着を促進するとともに、PDCAサイクルにより安全性の向上に努めるよう、適正化巡回指導時に周知を図る他、各種研修会や安全パトロールなど、機会を捉えて定着と効果的な運用に向けた啓発活動を継続するものとする。

(3) 交通事故防止のための講習・研修等の実施

① 初任運転者特別教育講習

運転者雇い入れ時の「初任運転者特別教育」を行うことが困難な事業者に代わり、インターネットを利用したオンライン教育システム「eラーニング」（名称：グッドラーニング！）を活用し、「初任運転者に対する特別な指導」の法定義務15時間の座学講座の内、12時間程度の講習を継続する。

② 事業者・管理者に対する事故防止研修の開催

事業者・管理者を対象とした事故防止研修会（事故防止セミナー、車輪脱落事故防止セミナー等）を開催し、事故発生状況の把握と事故防止の指導並びに教育の徹底を図る。また、各種研修会を通じて「飲酒・酒気帯び運転」は悪質かつ危険な犯罪行為であることを再認識させる。

③ 運転者教育機材・教材等の提供及び活用（従業員教育の充実）

運転者適性診断の受診を促進し、会員事業者でのドライバー、従業員に対する事故防止の指導を効果的に実施するため、各地域での NASVA ネットの運用を継続する他、視聴覚教材、機材（動画コンテンツを含む）についても適宜導入し事業者を提供（貸出）する。

④ 「交通事故防止・労働災害防止安全大会」

会員事業者の上半期（1月～6月）における、重大交通事故、労働災害の発生状況を取りまとめ、その傾向と具体的な対策について周知を図ることで、下期（7月～12月）の重大交通事故、労働災害の削減に繋げる内容とする。（7月中旬頃）

⑤ 運転者安全教育等の実施

安全運転講習、日常点検講習（「矢巾」「花巻」「水沢」「大船渡」「宮古」「久慈」の6会場を予定）、点検実技講習会（ドライバーコンテスト出場者対象）等を開催し、運転者に対して交通事故防止と飲酒・酒気帯び運転の根絶並びに車両故障の防止（特に車輪脱落防止）について周知を図ることとする。

（4）第51回 岩手県トラックドライバーコンテストの開催

県内のトラック運送事業者所属のドライバーが、関係法令等の知識、運転技能、整備技能について日頃の研鑽を競うと共に、交通安全意識の高揚を図ることを目的として「岩手県トラックドライバーコンテスト」を開催する。なお、本コンテストの各部門入賞者から（公社）全日本トラック協会が主催する「全国トラックドライバーコンテスト」に岩手県代表として派遣する。

※参加事業者の拡大に繋げることを目的として、岩手県トラック協会ホームページに「ドラコン特設ページ」を開設している。

競技や模範演技の模様（動画）、案内チラシや競技要領等を掲載しており、こちらについても周知を図る。

- | | | |
|-------------|---------------------|--------------|
| ① 学科競技 | 県内3か所（矢巾町、金ヶ崎町、久慈市） | ※5/30（土）実施予定 |
| ② 点検実技事前講習会 | 総合研修会館（矢巾町） | ※6/6（土）開催予定 |
| ③ 実科競技 | 岩手県自動車運転免許試験場（盛岡市） | ※6/27（土）実施予定 |

（5）助成事業

※@は上限単価 / （ ）は1会員の利用上限 / 車両数＝年度当初の協会登録台数 / 端数は切り上げ

① 健康診断受診促進助成

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ア) 定期診断 | @3,000円/名 | （車両数と同数） |
| イ) 深夜業務従事者 | @1,500円/名 | （ " ） |

② 適性診断受診料助成

- | | | |
|---------|-----------|-----------------|
| ア) 一般診断 | @3,400円/名 | （車両数の1/3） |
| イ) 初任診断 | @5,800円/名 | （イとウ併せて車両数の1/5） |

- ウ) 適齢診断 @5,800 円／名 (イとウ併せて車両数の 1/5)
- ③ 運転記録証明書交付手数料助成 @800 円／名 (車両数)
- ④ ドライブレコーダー等導入促進助成 @取得価額の 2/3 10,000 円／台 ※運行管理連携型が対象
(EMS 機器と併せて各社 20 台。車両数 20 両未満の事業者は車両数と同数)
- ⑤ アルコール検知器導入促進助成
 - ア) ハンディ記録式 (機器・管理ソフト等) @取得価額の 1/2 (120,000 円)
 - イ) 据置記録式 @取得価額の 1/2 30,000 円／台 (3 台)
- ⑥ 脳ドッグ受診促進助成 @受診料の 1/2 15,000 円／名 (車両数の 1/10)
- ⑦ 車輪脱落事故防止助成 @取得価額の 1/2 (50,000 円／社)

2. 労働対策事業

第 14 次労働災害防止 5 カ年計画の 3 年目となる令和 7 年、岩手県内の道路貨物運送業における労働災害は、死亡災害の発生こそありませんでしたが、休業 4 日以上之死傷災害が 135 件 (対前年+12 件: 1/15 速報値) と、岩ト協が掲げた労働災害削減目標 (死亡災害 0 件、死傷災害 120 件以下) を大幅に上回り、達成することは出来なかった。したがって令和 8 年は継続して「死亡災害ゼロ」「死傷災害 120 件以下」の目標達成に向け取り組むものとする。

労働災害のない快適な職場環境の構築は、取り組むべき最優先事項ではあるものの、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や過労死の可能性も依然として高く「働き方改革」の目指す姿と労働現場の実態は大きくかけ離れている。本来、トラック運送業界は労働集約型の産業であるため、多くを人手に頼らざるを得ない状況にあるにも関わらず、男性の中高年層を主要な労働力としてきた経緯と、不規則な就労形態や長時間労働といった労働環境も相まって若年層や女性の就労割合が極端に低い状況にある。

トラック輸送は我が国の経済活動を持続させるために必要不可欠なライフラインだが、持続可能な物流の実現に向けたドライバーの安定的な確保のためには、若年層のみならず高年齢労働者や女性が安心して働くことが出来る労働環境の整備が急務となっている。

「時間外労働の罰則付き上限規制 960 時間」及び「改正改善基準告示」が適用開始から 2 年を経過し、「トラック適正化二法」や「中小受託取引適正化法」(取適法)等、法令順守はもちろんのこと、その適正な運用への対応が求められることとなるが、労働条件・労働環境の整備に当たってはトラックドライバーの適切な賃金の確保のため、「手待ち時間」の解消や「標準的な運賃」収受に向けた荷主交渉も並行して強力に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、トラック運送業界の抱える諸課題の解決に向けては、何よりも「魅力ある職場」「働きやすい職場」を構築することが業界全体のイメージアップにも繋がることをあらためて認識し、会員事業場の安全意識の高揚を図りながら、労働災害防止対策がより実効上がるものとなるよう次の諸施策を推進する。

(1) 労働環境の改善・整備

- ① 「働き方改革」関連法令及び具体的解釈等の周知・啓発
 - ・「改正基準告示」について周知徹底を図り、各社の取り組みを支援する。
 - ※必要に応じて関連セミナー、研修会を開催する。

② 荷主企業との協力関係の強化（長時間労働の抑制、適正運賃の収受）

・荷主向け物流セミナー、荷主懇談会の開催

(2) 労働災害の防止対策について

① 労働災害削減目標（令和8年1月～12月）

第14次労働災害防止5か年計画の4年目となる令和8年は以下の目標を掲げ、その達成に向け取り組みものとする。

	令和8年目標	令和7年実績
死亡災害	0件	0件
死傷災害（休業4日以上）	120件以下	141件

注）令和7年実績は令和8年2月20日現在の速報値（岩手労働局発表）

② 各種研修等の実施

「事業者」・「管理者」・「ドライバー」それぞれを対象とする研修会を開催し、関係法令等の遵守事項の周知徹底並びに安全衛生意識の高揚を図ると共に、各事業場における安全管理体制の確立を目指し取り組むものとする。

ア）事業者、管理者を対象としたセミナー

a) 「交通事故防止・労働災害防止安全大会」 ※1. 交通安全対策事業（4）④ 参照

b) 「健康管理セミナー」

労働災害削減に向けた取り組みの一つとして、岩手運輸支局、岩手労働局等の協力の下、事業者、管理者を対象としたセミナーを開催する。

c) 「健康起因事故防止セミナー」

過労死や健康起因事故を引き起こす原因となる病気（脳・心臓疾患、SAS）について、予防方法を含めて周知を図り、健康起因事故の削減に繋げるものとする。

d) 「事業者研修会」

県内各地域で、事業者を対象とした研修会を開催し、労働対策、労務改善等を中心に啓発を図る。

e) 「改正労働安全衛生法」解説セミナー（仮称）

労働安全衛生法が改正され、令和8年1月1日から段階的に施行されているが、トラック運送事業者に関係する内容について周知を図るため、セミナーの開催を計画する。

f) 「労働基準法」の改正について

令和8年度中に「労働基準法」が約40年ぶりに大幅に改正される見通しとなっており、今後の動向を注視しつつ、説明会の開催等について適宜対応する。

イ）ドライバーを対象とした研修会

トラック運送事業における労働災害のワースト項目である「墜落・転落」「転倒」災害の防止に向け、実車両を使用した研修機会を「日常点検講習会」「省燃費運転講習会」等に併せて設定し、発生件数の削減に繋げる。

③ 労災防止の啓蒙活動について

労働災害削減目標達成に向けた啓発活動として、陸災防と連携した「安全衛生標語」等を展開し、職場の安全意識の高揚を図る。

④ 安全教育、講習会等の受講促進

労働災害防止に係る関係法令に基づき実施される「陸災防岩手県支部」主催の各種講習について受講を勧奨する。

ア) 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）

従業員規模 10 人以上（50 人未満）での選任が定められている安全衛生推進者に対する教育について、安全衛生管理体制の充実を図るべく継続して実施する。

イ) 荷役災害防止担当管理者教育

平成 25 年 3 月に厚生労働省より発出された「荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及が不十分である現状に鑑み、継続して実施する。

ウ) 交通労働災害防止担当管理者教育

交通労働災害は死亡事故の半数以上を占めており、重大な災害となり得ることから、発生防止に向け継続して実施する。

エ) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

フォークリフト等の「車両系荷役運搬機械等」を用いて作業を行う際に、選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育として継続して実施する。

オ) 積卸し作業指揮者教育

重量が 100 kg／1 個以上の荷物を貨物自動車に積み卸し作業を行う際に、選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育として継続して実施する。

カ) フォークリフト運転業務従事者教育

危険・有害な業務（就業制限業務）に現に就いている者に対して行う定期教育で、フォークリフトについては資格取得から 5 年以内毎に行う教育として継続して実施する。

キ) テールゲートリフター操作業務特別教育

令和 5 年 3 月の労働安全衛生規則の改正に伴い、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に従事する労働者に対し特別教育を行うことが義務付けされたことから特別教育を実施する。

⑤ 関係行政、団体との連携

岩手労働局、陸災防岩手県支部等の関係行政、団体との連携を強化し各種施策を推進する。

(3) 健康の保持増進のための措置

ドライバーの長時間労働及び高齢化の実態を踏まえ、脳・心臓疾患、精神障害等の認定件数が多く、定期健康診断の有所見率が高い実態から、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策の必要性についての啓蒙を実施する。

① 定期健康診断の完全実施と健康診断結果に基づく適切なフォローアップの促進を図る。

② 有所見労働者については、産業医等の就労に関する意見聴取及び個人票への記載を奨励する。

③ 長時間労働者に対する産業医等による面接指導の実施を奨励する。

④ メンタルヘルス対策として「ストレスチェック制度」の周知徹底と導入促進を図る。

※従業員 50 名未満の事業場へも義務化の方針が決定している。(時期未定)

⑤ 「トラックドライバー睡眠マニュアル(全ト協)」の活用

⑥ 過重労働による健康障害の防止に向けた取り組みの必要性について啓蒙する。

⑦ 厚生労働省補助金「団体経由産業保健活動推進助成金」が令和 8 年度も実施される場合は、各支部を通じて会員事業者(中小企業向け)に産業保健サービスの提供を図る。

(4) 労働力確保に向けた取り組み

「働き方改革」に適切に対応し労働環境の更なる改善を図ると共に、トラック運送業界が魅力ある業界として認知されるよう、様々な機会を通じ粘り強く啓発活動を継続していく。また、他県の取り組み好事例等も参考に、効果的な取り組みについて検討する。

(5) 啓蒙活動等

安全意識の高揚を図るため陸災防岩手県支部等とも連携し、各種資料配布等による啓蒙活動を実施する。

① 関係団体が実施する各種運動に積極的に参加する。

② 労働災害防止に向けた資料の作成を検討する。

③ メディアを活用した啓蒙を実施する。

④ 「運転者の動向調査」(隔年毎)を実施・活用する。

(6) 助成事業

※@は上限単価 / () は 1 会員の利用上限 / 車両数=年度当初の協会登録台数 / 端数は切り上げ

① 運転免許取得助成(準中型・中型・大型・けん引) @費用の 1/2 100,000 円/免許(300,000 円)

② フォークリフト運転技能講習受講料の一部助成 @3,000 円/名 (10 名)

③ 安全衛生教育講習 (以下の講習から延べ 10 講習分)

ア) 交通労働災害防止担当管理者教育 @2,000 円/名

イ) 荷役災害防止担当管理者教育 @1,000 円/名

ウ) 安全衛生推進者能力向上教育 @2,000 円/名

エ) フォークリフト運転業務従事者教育 @2,000 円/名

オ) 車両系作業指揮者安全教育 @2,000 円/名

カ) 積卸作業指揮者安全教育 @1,000 円/名

キ) テールゲートリフター特別教育 @2,000 円/名

※前記②、③は「陸災防岩手県支部」が実施する講習を対象とする。

3. 地方適正化事業

(公社) 岩手県トラック協会は、岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関として、全国適正化事業実施機関の事業活動指針並びにトラック運送業界の動向を踏まえ、適正化事業の効果的な推進を図るため、令和 8 年度「岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関」の事業計画を次の通り策定する。

(1) 事業所巡回指導

岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関では、令和8年度の通常巡回目標を420件（対前年+30件）と設定しその達成に努めることとし、巡回計画の策定並びに事業所の選定に際しては、岩手運輸支局との連携を図るものとする。なお、巡回指導の実施に当たっては「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づき、効果的・効率的で、きめ細やかな指導を行なうものとする。

① 巡回頻度について

ア) 2年に1度の巡回を原則とする。

イ) 霊柩事業所の巡回について、5両以上保有している事業所については2年に1度の巡回とし、5両未満の事業所については、本社と営業所に分け、それぞれ1年毎に個別指導を行うこととする。

（令和8年度は本社営業所70社に対し実施予定）

ウ) A・B評価並びに「Gマーク制度」認定事業所に対する巡回頻度は、最長でも4年に1度を原則とする。

エ) 総合評価D・Eの事業所は半年に1度実施する。（支局へ報告した事業所は除く）

オ) 新規並びに新設の事業所に対しては運輸開始後3ヶ月を目途に巡回し、その1年後に再度巡回して状況を確認する。（それ以降は前記 ア）～エ）によるものとする。）

② 指導強化について

「最重点指導9項目」「速報事案」「巡回指導（指摘事項）」に対する未報告事業所・未改善事業所への監査強化」「新規参入事業所に対する監査強化」「特定違反行為が疑われる事業所（営業所）に対する監査強化」に対しその状況を岩手運輸支局へ報告・通報し監査の実施を要請する。

ア) 重点指導9項目

- a) 運行管理者の選任届出（選任届出、変更届出、必要員数の選任）
- b) 過労防止（改善基準告示に基づく休息期間、拘束時間、運転時間の遵守）
- c) 点呼（業務開始、終了時に対面で行われており、かつアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無が確認されているか。また業務途中「中間点呼」が実施されているか。）
- d) 乗務員の指導監督（年間教育として「12項目」の指導・教育が実施されているか。）
- e) 特定の運転者に対する特別指導（特定の運転者に対する特別な指導等が実施されているか。特に初任運転者に対する指導・教育として「座学及びトラックを用いた指導を15時間以上」、「添乗指導を20時間以上」実施しているか。）
- f) 特定の運転者に対する適性診断（特定の運転者が適切な受診をしているか。）
- g) 整備管理者の選任届出（選任届出及び変更届出がされているか。）
- h) 定期点検（対象全車の定期点検が実施され、点検記録簿が保存されているか。）
- i) 健康診断（健康診断を実施しているか。深夜従事者に対し適切な時期に実施しているか。）

イ) 速報事案

「悪質性の高い事業者」が発覚した場合、岩手運輸支局に通報し監査の実施を要請する。下記のいずれか1つでも該当すれば即通報となる。

- a) 点呼を全く行っていない。
- b) 運行管理者、整備管理者が全くいない。
- c) 定期点検を全く行っていない。
- d) 巡回指導における総合評価が「E」であって、「点呼の不適切」「過労防止措置の不適切」「健康診断2名以上の未受診」のいずれもが当該改善結果報告に未改善である場合、もしくは改善結果報告の提出がない場合。

ウ) 巡回指導（指摘事項）に対する未報告事業所・未改善事業所への監査強化

令和元年10月31日通達（同年11月1日施行）の「トラック事業所の法令順守の徹底を図るための措置」として、悪質性の高い事業所（営業所）に対する監査強化となったことに対し、巡回指導を行った「事業所」（営業所）については「改善結果報告書」の提出期限を3か月以内とする。

また、改善報告のない事業所（営業所）及び未改善項目がある事業所（営業所）については、改善結果報告書の督促を行うものとする。原則、改善報告期限から3か月以内に改善報告を行わなかった事業所（営業所）及び未改善項目がある事業所（営業所）については、岩手運輸支局へ報告し監査の実施を要請する。

エ) 新規参入事業所に関する措置（監査強化）

新規・新設時の巡回指導の総合評価が「D」以下かつ次回実施の総合評価が「D」以下の場合、その状況を岩手運輸支局に報告し監査の実施を要請する。

オ) 特定違反行為が疑われる事業所（営業所）に対する監査強化

巡回指導において「定期点検・整備の実施・記録の保存」「健康診断の実施・記録の保存」「労災保険・雇用保険の加入」「健康保険・厚生年金保険の加入・納付」の全てが「否」と判定され、前回の巡回指導においても4項目全てが「否」判定されている事業所（営業所）について、岩手運輸支局へ報告し監査の実施を要請する。

③ 特別巡回指導

ア) 運輸支局長等から乗務時間等告示違反営業所に対する指導要請があった場合に実施する巡回指導の種類は、巡回指導指針の規定に基づき「特別巡回」とする。

イ) 運輸支局長等から発出された乗務時間等告示違反に係る「指導要請書」の受領日から2か月以内に特別巡回を行う。

ウ) 特別巡回の実施に当たっては「巡回指導実施通知書」を、原則として特別巡回実施の2週間前までに当該営業所あてに送付するものとする。

エ) 特別巡回において乗務時間等告示違反が確認された場合は、特別巡回実施日から3か月以内に「改善結果報告書」を求める。なお、実施日から2か月経過時点で報告書の提出がない営業所に対し「改善結果報告書」を提出するよう催告するものとする。

(2) 輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発事業

① 巡回指導時の啓発（周知）活動

ア) 運輸安全マネジメント制度の周知

令和8年1月末現在、事業所全体の約98.4%が導入となっている。平成23年度以降、目標に対する中間の検証が行われているか等、運用実態を調査のうえ評価するものとする。なお、平成30年度から、調査項目として追加されており、引き続き完全実施に向け指導を行う。

イ) 適正な運賃・料金の収受

「適正な運送取引の確保」「運送契約の書面化の推進」及び「輸送秩序を阻害する要因の排除」を期するため啓発活動に取り組み、事業者及び利用者等からの苦情に対し、適正かつ円滑な処理に努める。また、引越輸送に関するトラブル防止のため事業者のレベルアップを図ると共に、利用者の利便を増進するための「引越管理者講習会」を開催する他、「引越事業者優良認定制度」（通称：引越安全マーク制度）の周知と活用促進を図る。

ウ) 適正な運行・車両管理

点呼・点検整備の励行・不正改造防止に係るチラシ等を巡回指導時に配付するなど、運行・車両管理面に対する啓蒙に努める。

エ) 運行管理者等に関する講習の周知

運行管理者講習及び整備管理者講習は、2年に1度の受講義務があることから、巡回指導時に周知徹底を図り受講率の向上に努めるものとする。

オ) 貨物自動車運送事業輸送安全規則及び改正改善基準告示の周知

厚労省では「働き方改革」推進の観点から「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」いわゆる「改正改善基準告示」が令和6年4月から適用されていることから、令和8年4月に一部改正された「貨物自動車運送事業輸送安全規則」と併せ引き続き周知を徹底し、業界のコンプライアンスの徹底を図るものとする。

カ) Gメン調査員業務への対応と周知

物流の適正化に向けて、悪質な荷主・元請事業者を是正するため荷主等の行為が違反原因行為に該当すると思われる情報を把握したときは、その事実をトラック・物流Gメンと情報提供し、その是正・指導に努めるよう連携し対応する。

キ) トラック適正化二法の周知

トラックドライバーの適切な賃金確保と運送業界の質の向上を目的とした「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」と、その改正内容を実現するための「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」の周知を図る。

② 研修会、講習会、セミナー等

ア) 運行管理実務者研修会の開催

管理者等の知識向上及び事業所におけるコンプライアンスの向上を図るため、指導項目（38項目）に関する知識の向上や「ワースト5」改善に向けた対策として、実践的な研修会を継続実施する。

イ) 運行管理者試験受験対策講習会の開催

「運行管理者」の育成を推進し、適切な運行管理の徹底を図るため、年2回の「運行管理者試験」の実施に併せ「受験対策講習会」及び「模擬試験」を実施し合格率の向上を図る。

ウ) 「荷主向け物流セミナー」「荷主懇談会」の開催

トラック運送事業者と荷主企業各社が一堂に会して相互理解を深め、より良い協力体制を作り上げるための場として「荷主向け物流セミナー」「荷主懇談会」の開催を計画する。

エ) 引越基本講習・引越管理者講習の開催

全ト協との共催により「引越基本講習」「引越管理者講習」を開催し引越輸送のレベルアップを図る。

(3) 安全性評価事業（Gマーク制度）

① Gマーク認定の取得促進

申請に係る説明会を開催し「認定率 36%」（新規事業所 10 件）を目標に、県内本社の営業所を中心に新規認定事業所の拡大を図ると共に、更新手続きについてもきめ細やかな対応を図る。また、Gマーク制度や安全性優良事業所については、一般市民や荷主企業の認知度が低いことから、機会を捉えPR活動を継続する。

② 「安全性優良事業所表彰制度」の活用促進

平成 26 年 3 月、国土交通省では、Gマーク取得事業所に対する表彰制度を創設し、Gマーク取得事業所の中でも、更に高いレベルにある事業所を表彰することとしており、本年度も引き続き制度の周知と活用促進に努めるものとする。

(4) 適正化啓発事業

【適正化事業評議委員会】

貨物自動車運送適正化事業実施機関の組織・運営の公平性及び透明性を確保し、適正化事業の公正かつ着実な推進を目的として、平成 15 年度から開催している評議委員会では、委員各位から様々な提言が寄せられており、事業の活性化に重要な役割を果たしている。

※令和8年度は9月（第46回目）、3月（第47回目）の2回の開催を計画する。

(5) 適正化指導員の資質向上対策

多種多様な事業形態、トラックの運行形態を的確に捉え、適切できめ細やかな指導を実施するため、指導技術の向上を図ると共に、評価基準の「全国均一化」に向け、各種研修に参加し、指導員の資質向上を図ることとする。

① 全国実施機関（初級研修、専門研修、特別研修、スキルアップ研修）

② 地方実施機関（北東北3県指導員研修、東北ブロック指導員研修）

(6) 監督官庁等との連携・協力

適正化事業及び協会各事業の円滑な推進を図るため、以下の会議・打ち合わせを実施する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 岩手運輸支局との連絡調整 | 都度 |
| ② 岩手運輸支局と適正化事業実施機関との連絡会議 | 都度 |
| ③ 引越利用者保護対策連絡会議 | 1 回 |

(7) 助成事業

※@は上限単価 / () は 1 会員の利用上限 / 車両数＝年度当初の協会登録台数 / 端数は切り上げ

- | | | |
|--------------------|------------|-------------|
| ① 運行管理者 一般講習 | @3,500 円 | ※選任運行管理者が対象 |
| ② 運行管理者 基礎講習 | @5,000 円 | (3 名) |
| ③ 点呼支援 (ロボット点呼) 機器 | @100,000 円 | (1 セット) |

4. 環境対策事業

日本政府は 2050 年に「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、また 2030 年度の温室効果ガスの削減目標を国際社会に向けて表明しており、地球温暖化対策に社会全体でかかわることが求められている。そこで、(公社)全日本トラック協会では『トラック運送業界の環境ビジョン 2030』を策定し、トラック運送業界全体の 2030 年の CO₂ 排出原単位を 2005 年度比で 31%削減することを目標に定め、次世代トラックの導入、エコ・ドライブや輸送効率化の推進や整備点検の徹底などの取り組みを図ることとしている。

こうした状況を踏まえ、トラック運送業界が社会との共生を図り、国内物流の基幹産業として持続的な発展を遂げるためには、更なる環境負荷低減のための取り組みが求められていることから、次の諸施策を推進する。

(1) エコ・ドライブの普及促進について

排出ガス抑制、省エネ及び安全運行を目的としたエコ・ドライブの普及促進は、業界として取り組むべき重要課題であることから各種啓発活動を行なう他、「省燃費・安全運転講習会」を継続する。また、全ト協『トラック運送業界の環境ビジョン 2030』と協調し、9 月を「エコ・ドライブ推進月間」と位置づけ期間中に実施する。さらに、持続可能な社会づくりに向けた業界の責務を踏まえ、環境負荷軽減に資する取り組みの推進を図り、事業者が実践できる持続可能な取り組みへの理解促進に努める。

(2) 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施 (国土交通省主催)

「自動車点検整備推進運動強化月間」の取り組みとして、岩手運輸支局との連携のもと「トラック運送業界における点検整備推進運動」に係る各種啓発活動を行う他、「エアクリーナーの自主点検」等の実施により確実な定期点検整備の実施を図る。

(3) 環境美化活動の推進

全ト協で定めた 5 月の「トラック運送業界の美化月間」に合わせ、不法投棄 (ポイ捨て) 対策として、ドライバー等に意識付けするための啓発活動を全ト協と協調して実施する。

(4) 助成事業

※@は上限単価 / () は1会員の利用上限 / 車両数＝年度当初の協会登録車両数

- ① ポスト新長期規制適合車導入に係る低利融資の推薦及び利子補給
- ② グリーン経営認証制度促進助成（新規取得） @50,000 円 (50,000 円)
- ③ EMS機器導入促進助成 @取得価額の2/3 上限10,000 円
(ドライブレコーダーと併せて各社20台。車両数20両未満の場合は車両数と同数。)

(5) 関係行政機関との連携強化

国、地方自治体による環境に対する諸施策に対し積極的に協力する。

5. 経営改善対策事業

労働規制適用から2年が経過し、その遵守と事業継続の両立が喫緊の課題となっている。特に燃料価格、人件費の上昇が経営を圧迫する中、業界の約9割を占める中小事業者が如何にして適正な収益を確保し、物流機能を維持していくかが問われている。

令和8年度は改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法の施行に伴い、今後2年程度を見据えた構造改革への準備が不可欠となるため多重下請け構造の是正や実運送の透明化、一方では「適正な原価」が示されるまでの間、「標準的な運賃告示」に基づいた荷主との価格交渉を継続し、待機時間や付帯作業料金等の確実な収受を支援することで、ドライバーの待遇改善と生産性向上を両立させる必要があり、新たな法制度への円滑な対応に向けた情報提供と体制整備を推進する。あわせて、最優先課題である人手不足に対しては従来の採用対策に加え、多様な人材の活用に向け、特定技能制度活用による外国人ドライバーの受け入れ等の情報提供に努め、これら諸課題に柔軟に対応できる次世代経営者の育成を軸に、持続可能な運送事業の確立に向けた経営改善対策事業を推進する。

(1) 研修事業の実施

① 経営者、管理者等セミナーの開催

めまぐるしく変化する経営環境の中で、事業経営に直接的・間接的に活かすことのできる多様なテーマで研修会・セミナーを適宜開催するほか、経営者のみならず管理者および従業員がそれぞれの立場で事業経営のヒントとして有効に活かすことが出来るセミナーを全ト協や各関係先と連携して実施する。

- ・全ト協が計画する「人材確保・労働環境改善」「DX推進」「適正原価管理」等のセミナー
- ・外国人ドライバー採用に向けた準備セミナー 等

② 次世代経営者人材の育成に関する事業

業界の次代を担う若手経営者・後継者及び管理者等を育成し、持続可能な運送事業の確立に向けて、「(公社)全日本トラック協会青年部会」、「東北トラック協会青年部会」、「岩手県トラック協会青年経営研究会」等と連携しつつ、人材育成のための各種研修事業等を実施する。

③ 高校生を対象とした出張講義の実施

人材確保・育成の取り組みとして、県内の高校生を対象とした「出張講義」を実施する。トラック運送業界の重要性や公益性について周知を図り、ひいては就職先の一つとして認識・選択いただけるよう効果的な運営を検討していく。

④ 求人サイトの管理・運営

人材確保対策として全ト協が主体となり、令和4年度より全国的にスタートした「求人情報サイトの構築（会員事業者の求人ホームページを集約）」及び「採用ホームページ開設ツールの提供」について、引き続き周知を図ると共に、求人サイトの管理・運営を継続する。なお、これらサービスを活用するための求人個別サポート（Indeed Japan（株））の実施について併せて周知を図る。

(2) 助成事業

① 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業

トラック運送事業者の近代化、効率化を目的として、今年度も低利融資の推薦及び当該融資に対する利子補給事業を継続実施する。

なお、物価上昇によりトラック価格が高額化していることから、利用各社の融資枠を増額し対応する。

※全ト協としても制度変更を検討しており、それによる協会負担（支出）の増加もあり得る。

【令和8年度 融資枠及び利子補給率】

融資制度	各社融資枠	融資総枠	利子補給率	利子補給予算
一般融資（車両、物流設備等）	50,000 千円／社	950,000 千円	0.9%	700 千円（前年+200 千円）
※一般特例（環境対策）分		90,000 千円	0.9%	
ポスト新長期規制融資	50,000 千円／社	1,000,000 千円	0.9%	5,000 千円（前年+3,000 千円）

※一般融資に係る「各社融資枠」は1会員当たりの融資上限額であり既往の貸付残額が含まれる。

※ポスト新長期規制融資に係る「各社融資枠」は年度毎の融資上限額。

※利子補給率：毎年1月1日の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率（%の小数点以下第二位を四捨五入）

② 中小企業大学校講座受講促進助成（全ト協との協調助成）

講座受講料の2/3（各社延べ10講座を上限）

6. 広報事業

日本の経済・社会に不可欠なライフラインであるトラック輸送の重要性を広く発信し、理解促進と業界の社会的評価の更なる向上を目指す。特に「物流革新」の定着期として、全日本トラック協会との連携による情報発信や多彩なメディアを活用した広報活動の最適化を図るとともに、荷主及び一般消費者に対し、物流コストの適正な負担と商慣行の見直し（荷待ち短縮・無償サービス業務の廃止など）への理解醸成を図ると共に「物流の自分事化」を強く求め、広報事業を通じて会員事業者の労働環境改善と事業継続を強力にバックアップする。また、従来同様に会員事業者向けの交通事故及び労働災害の防止や飲酒運転撲滅等に関する啓発も併せて実施する。

(1) メディアを活用した広報活動

一般消費者や荷主企業等に対し引き続き、「やさしく」「やわらかく」「わかりやすく」を基本として、デジタルとアナログを融合させながら各種メディアを活用し、ターゲットに応じた最適な情報伝達・広報活動を推進する。また、協会の実施事業の方向性と合致するメディア各社の企画に対し協賛する。

(アニメCM、2024 問題訴求CM等の放映／交通事故・労働災害防止啓発CM等の放送／新聞広告等)

(2) 10月9日は「トラックの日」事業の実施

広く地域住民にPRする機会として全国のトラック協会で様々な取り組みが行われている。本会では、今回で33回目となる「私の街に『こんなトラックあったらいいな』」絵画コンクールの実施及び独自イベントから移行して3年目となる岩手ビッグブルズ冠マッチ開催による業界PRを引き続き計画し、子供向けコンテンツによる次世代ファン層の形成と入職促進並びにエッセンシャルワーカーとして活躍する「トラック輸送」を身近に感じていただける機会として定着を図る。

(3) その他の広報活動

会報「岩手県トラック情報」や「岩ト協ホームページ」を有効に活用し、関係法令の改正や、助成事業を含む協会事業の進捗状況等など、会員事業者にとって有益な情報をいち早く提供する他、トラックの関係する事故事例や苦情案件等についても速やかに情報共有を図り、類似案件の再発防止に努めるものとする。更には、トラック輸送の労働力不足と共に業界への関心が高まる中、社会的影響力の大きい報道機関等への積極的な情報提供を行い、正しい理解と協力を求める場として24回目となる「メディア懇談会」の開催も計画する。

7. 緊急物資輸送訓練及び緊急時における体制整備

(1) 緊急物資輸送訓練（岩手県総合防災訓練への参加）

災害の発生に際し、岩手県との協定に基づく「緊急支援物資輸送」を速やかに進めるため、「岩手県総合防災訓練」に参加する。（実施時期未定 二戸地域で実施の見通し。）

(2) 緊急時における体制整備

自然災害等不測の事態への備えとして、県内12地点に衛星携帯電話及び発電機の設置を完了しているが、これら機器は有事に際して確実に稼働する必要があることから、日々の管理・保全を徹底すると共に、定期的に稼働訓練を実施するものとする。また、配置済みの備蓄食料、飲料水等を適切に管理すると共に、必用に応じ追加する等、不測の事態に備えるものとする。

また、全ト協との共催による「災害物流専門家研修」については、隔年での開催を計画するものとしており、今年度は実施年となることから、会員事業者並びに支部事務局等含め参加者を募るものとする。

※現在稼働中の緊急連絡用の衛星携帯電話については令和9年度をもってサービス終了となることから、令和8年度中において後継サービスもしくは他サービスの導入について検討し、スムーズな移行に努めるものとする。

8. 出捐金の拠出事業

出捐金の拠出は平成23年に法制化された「運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令」（平成二十三年九月二十六日政令第三百号）の八項で定められている。また、令和8年度は運輸

事業振興助成交付金 234,484 千円（内示額）の 23%となる 53,931 千円の出捐を予定しており、（公社）全日本トラック協会では実施する事業のうち「公益目的事業」として位置付けられた事業費に充てることとしている。

9. 研修会館の管理・運営

協会事務局を置く総合研修会館（矢巾町）は竣工後 29 年、また県内 4 カ所にある地方研修会館（花巻・水沢・一関・二戸）は、竣工後 38～42 年を経過し不具合報告の頻度も増しつつある。今後も不具合については、適宜これに対応し、施設の保全と有効活用に努めるものとするが、地方研修会館の今後の運営については状況に応じて入居団体（支部・組合）と個別に調整を進め方向付けを行う。また、令和元年度に設置した「総合研修会館老朽化対策資金」の造成についても財政状況を考慮しつつ進めるものとする。

※令和 9 年度末の一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が禁止されることから、各地方研修会館の照明 LED 化を進めるものとする。

※二戸研修会館の玄関ポーチ付近の屋根および外壁の修繕を検討・実施する。

10. 表彰関係

各種表彰事業の実施、並びに表彰、叙勲、褒章に係る上申を行う。

- (1) （公社）岩手県トラック協会長表彰
- (2) （公社）全日本トラック協会長表彰上申
- (3) 東北運輸局岩手運輸支局長、東北運輸局長及び国土交通大臣表彰上申
- (4) 叙勲、褒章上申

11. 協会各支部との連携による事業の効果的な推進

広大な県土を誇る岩手県において協会業務を効率的・効果的に推進するため、協力団体である支部と業務委託契約を継続すると共に緊密な連携を図る。

12. 関係団体・県議顧問団との連携と各種要望、要請行動の継続

トラック運送業界が抱える多くの課題の解決のためには、その声を国政・県政に対し発信し続ける必要があることから、上部団体である（公社）全日本トラック協会や東北トラック協会等と連携し、引き続き、要望行動を強力に推進するものとする。特に当面する燃料価格高騰の問題やトラック運送業界を取り巻く税制、高速道路料金問題等については、あらためて現状を正しく認識した上で、今後あるべき姿を業界の声として発信するため、県選出の国会議員や県議会議員を中心とする協会顧問団とも、適宜、情報を共有すると共に、適切な指導を仰ぐものとする。